

介護老人福祉施設重要事項説明書

＜従来型＞

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 049-251-1030 (午前8時30分～午後5時まで)

担当 山田 雅一 関根 伸也

* ご不明な点は、おたずねください。

2 特別養護老人ホームふじみ苑の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホームふじみ苑
所在地	埼玉県富士見市大字鶴馬3360番地1
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (1 1 7 2 9 0 0 5 1 4)

(2) 施設の職員体制

職務	常勤	非常勤	業務内容	計
施設長	1※		管理責任	1
医師		7※	健康管理	7
生活相談員	5※		生活相談	5
管理栄養士	1※		栄養管理	1
調理員	3※	6※	調理業務	9
機能訓練指導員		1※	機能訓練	1
介護支援専門員	5※		施設介護支援	5
事務職員	1※		事務全般	1
看護職員(正)	1※		健康管理	4
看護職員(准)	2※	1		
介護職員	26	19	介護全般	45

※印：ユニット型兼務

(3) 施設の設備の概要

本館

定員	特別養護老人ホーム75名 ショートステイ10名 計85名
居室 (2階)	4人部屋 7室 (1室35.34㎡) 洗面所つき
	2人部屋 13室 (1室27.27㎡) トイレ、洗面所つき
	個室 16室 (1室14.58㎡) トイレ、洗面所つき
居室 (1階)	2人部屋 2室 (1室34.74㎡) トイレ、洗面所つき
	個室 11室 (1室23.76㎡) トイレ、洗面所つき
2階	静養室 1室(3床)、医務室 1室、くつろぎコーナー、 機能訓練室 トイレ
1階	食堂 2室、理容室 1室、喫茶コーナー、談話コーナー 浴室(一般浴室、特殊浴室、男子・女子浴室及び脱衣室) 洗濯室 2室、会議室、面接室、厨房 トイレ

3 サービス内容

居室	従来型 階 番地 *ただし、ご本人の状態の変化や、他の入居者の方々の状況によって居室変更を行うことがあります。この場合には事前の了解をいただきます。
食事	朝食 8:00～ お茶 10:00～ 乳製品を中心として水分補給 昼食 12:00～ おやつ 15:00～ 夕食 18:00～
入浴	週に最低2回入浴していただきます。ただし、体調不良で入浴ができない場合には状態をみて清拭等を実施します。 浴槽は、大浴場、個人浴槽、数人浴槽、車椅子浴槽、寝台浴槽とありますが、使用する浴槽は身体状況を踏まえたケア計画に基づいて決めます。
介護	施設サービス計画に沿って必要な介護を行います。
機能訓練	基本的には、残存機能を活用した生活行為を重ねることで機能の回復・維持をめざします。 残存機能については月2回の理学療法士の相談日に効果的な活用方法等を相談し、日常生活の中での機能回復や維持をめざします。
生活相談	介護及び日常生活に関する相談に応じます。
健康管理	当施設では、年1回健康診断を行います。日程については、別途ご連絡します。また、入所時事業所指定の嘱託医から主治医を決めていただき、6週に1回主治医による診察があります。 治療を必要とする場合には、主治医または近隣の病院に通院します。 入居者様の状態によっては、ご家族様の付き添いをお願いする事もあります。 看護職員による健康相談は毎日実施します。
理美容サービス	当施設では理容組合等の協力で、理美容サービスを実施しています。料金は別途かかります。
介護保険更新申請	介護保険更新申請を施設にて受け付けます。ご希望の際は、職員にお申し出ください。
医療費等の立替	医療費（通院費・薬代）及び日用品費（個人的に使用する物）は、施設で立て替え、月末に利用料と共に請求させていただきます。但し、入院一時金や入院費用など高額なものは立替ができませんのでご了承下さい。 事業者は、これらの立て替え金を適切に執り行うため、「特別養護老人ホームふじみ苑立て替え金取り扱い要綱」に基づいて運用します。
レクリエーション	当施設では、年間計画に基づいて行事を行います。行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。詳しくは随時ご説明をします。
認知症相談	当施設では、月2回精神科医による認知症の相談を実施します。

4 緊急時の対応

体調の変化等、緊急の場合は、下記に定める緊急連絡先に連絡します。

緊急連絡先	①	②
氏名		
住所		
電話番号		
続柄		

* 上記住所等に変更があった場合には、速やかに連絡をお願いします。

* 入院の場合には、速やかに入院手続きをお願いします。

* なお、入所時には身元引受書を提出していただきます。

5 当施設サービスの特徴等

(1) 施設方針

- ① 自分のペースで自分らしい生活
- ② のんびり、穏やかな毎日
- ③ あたりまえの生活の営み

(2) 介護方針

- ① 一人一人の生活に合わせた介護の実践
- ② 常に考え、想像し、やってみる
- ③ 介護技術の向上

(3) サービスの質の向上のために

職員の意識向上とケアの統一を図るために定期的な会議を開催するとともに、内部研修の実施と外部研修への参加を積極的にすすめます。

(4) 施設利用にあたっての留意事項

- ① 面会
面会時間は特別にありません。活動している時間内であればいつでもお出掛けください。面会時は面会票への記入をお願いします。
- ② 外出、外泊
いつでもできます。3日前までに届出をお願いします。
外出、外泊にあたっての援助の相談も受け付けます。
- ③ 飲酒、喫煙
生活習慣にあわせて体調への不安がない範囲でお飲みいただけます。ただし、喫煙は所定の場所で行ってください。
- ④ 設備、器具の利用
施設内で利用できる範囲で使用できます。
- ⑤ 金銭、貴重品の持ち込み
管理責任はとりにかぬます。利用者の管理できる範囲でお願いします。
- ⑥ 所持品の持ち込みは生活動作の妨げにならない範囲でお願いします。
- ⑦ 施設外での受診
通院についてはご家族等の状況に合わせて援助します。

- ⑧ 宗教活動
他の利用者の迷惑にならない範囲で自由です。
- ⑨ ペット
当施設では管理はできませんので、飼育はご遠慮ください。

6 非常災害対策

災害時の対応	内部規定に基づいて対応します。
防災設備	関係官庁の指導に基づく対応をしています。
防災訓練	夜間想定を含めて、年2回以上実施します。
防火責任者	佐藤 俊和

7 賠償責任

事業者は、契約に基づいてサービスを提供するにあたって、事業者もしくは職員の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その損害賠償責任を負います。

8 サービス内容に関する相談・苦情

当施設における相談・苦情

相談担当者	山田 雅一	(連絡先)：049-251-1030
第三者委員	山口 由美	(連絡先)：048-260-7696 (十文字学園女子大学)
	熊木 佐知男	(連絡先)：049-254-9706
	勝山 祥	(連絡先)：090-7190-2274

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

市町村

富士見市高齢者福祉課介護保険係 電話(049)-251-2711 (代)

その他

埼玉県国民健康保険団体連合会 電話(048)-824-2761 (代)

9 当法人の概要

- (1) 名称・法人種別 社会福祉法人富士見市社会福祉事業団
- (2) 代表者役職・氏名 理事長 柳田 政男
- (3) 所在地・電話番号 富士見市大字鶴馬3360番地1
(049-251-1030)
- (4) 定款に定めた事業 特別養護老人ホームの経営
短期入所生活介護事業の経営
デイサービス事業の経営
放課後児童健全育成事業の受託
生計困難者に対する相談支援事業
- (5) 公益を目的とする事業 訪問看護ステーションの事業
居宅介護支援の事業
地域包括支援センターの受託

介護老人福祉施設入所のあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

平成 年 月 日

説明者 所属 社会福祉法人富士見市社会福祉事業団
特別養護老人ホームふじみ苑

氏名

印

私は、契約書及び本書面により、事業者からの介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

利用者 氏名

印

(代理人) 氏名

印

介護老人福祉施設重要事項説明書

<ユニット型>

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 049-251-1030 (午前8時30分～午後5時まで)

担当 小島 則郎

* ご不明な点は、おたずねください。

2 特別養護老人ホームふじみ苑の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホームふじみ苑
所在地	埼玉県富士見市大字鶴馬3360番地1
介護保険指定番号	介護老人福祉施設(1172900514)

(2) 施設の職員体制

職務	常勤	非常勤	業務内容	計
施設長	1※		管理責任	1
医師		7※	健康管理	7
生活相談員	5※		生活相談	5
管理栄養士	1※		栄養管理	1
調理員	3※	6※	調理業務	9
機能訓練指導員		1※	機能訓練	1
介護支援専門員	5※		施設介護支援	5
事務職員	1※		事務全般	1
看護職員(正)	1※		健康管理	4
看護職員(准)	2※	1		
介護職員	23	7	介護全般	30

※印：従来型兼務

(3) 施設の設備の概要

本館

定員	特別養護老人ホーム54名 (全室個室ユニット型6ユニット：各ユニット9名)
居室 (各階共通)	個室 54室(13.26㎡～13.40㎡) 洗面所付き
リビング (各階共通)	Aユニット(87.4㎡)、アイランドキッチン Bユニット(81.3㎡)、システムキッチン 洗面台 ダイニングテーブル 椅子 トイレ
浴室 (各階共通)	特殊浴槽(各階1台) 個別浴槽(各階1台) 脱衣室 トイレ
パブリックスペース (地域交流スペース)	理容室 1室、喫茶コーナー、談話コーナー 洗濯室 2室、会議室、面接室、厨房 トイレ

3 サービス内容

居室	<p>新館 階 丁目</p> <p>*ただし、ご本人の状態の変化や、他の入居者の方々の状況によって居室変更を行うことがあります。この場合には事前の了解をいただきます。</p>
食事	<p>朝食 8:00～</p> <p>お茶 10:00～ 乳製品を中心として水分補給</p> <p>昼食 12:00～</p> <p>おやつ 15:00～</p> <p>夕食 18:00～</p> <p>※提供時間は本人様の生活リズムに合わせて提供しますので、上記は目安です。</p>
入浴	<p>週に最低2回入浴していただきます。ただし、体調不良で入浴不可能な場合には状態をみて清拭等を実施します。</p> <p>浴槽は、大浴場、個人浴槽、数人浴槽、車椅子浴槽、寝台浴槽とありますが、使用する浴槽は身体状況を踏まえたケア計画に基づいて決めます。</p>
介護	<p>施設サービス計画に沿って必要な介護を行います。</p>
機能訓練	<p>基本的には、残存機能を活用した生活行為を重ねることで機能の回復・維持をめざします。</p> <p>残存機能については月2回の理学療法士の相談日に効果的な活用方法等を相談し、日常生活の中での機能回復や維持をめざします。</p>
生活相談	<p>介護及び日常生活に関する相談に応じます。</p>
健康管理	<p>当施設では、年1回健康診断を行います。日程については、別途ご連絡します。また、入所時事業所指定の嘱託医から主治医を決めていただき、6週に1回主治医による診察があります。</p> <p>治療を必要とする場合には、主治医または近隣の病院に通院します。</p> <p>入居者様の状態によっては、ご家族様に付き添いをお願いする事があります。</p> <p>看護職員による健康相談は毎日実施します。</p>
理美容サービス	<p>当施設では理容組合等の協力で、理美容サービスを実施しています。料金は別途かかります。</p>
介護保険更新申請	<p>介護保険更新申請を施設にて受け付けます。ご希望の際は、職員にお申し出ください。</p>
医療費等の立替	<p>医療費（通院費・薬代）及び日用品費（個人的に使用する物）は、施設で立て替え、月末に利用料と共に請求させていただきます。但し、入院一時金や入院費用など高額なものは立替ができませんのでご了承下さい。</p> <p>事業者は、これらの立て替え金を適切に執り行うため、「特別養護老人ホームふじみ苑立て替え金取り扱い要綱」に基づいて運用します。</p>
レクリエーション	<p>当施設では、年間計画に基づいて行事を行います。行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。詳しくは随時ご説明をします。</p>
認知症相談	<p>当施設では、月2回精神科医による認知症の相談を実施します。</p>

4 緊急時の対応

体調の変化等、緊急の場合は、下記に定める緊急連絡先に連絡します。

緊急連絡先	①	②
氏名		
住所		
電話番号		
続柄		

* 上記住所等に変更があった場合には、速やかに連絡をお願いします。

* 入院の場合には、速やかに入院手続きをお願いします。

* なお、入所時には身元引受書を提出していただきます。

5 当施設サービスの特徴等

(1) 施設方針

- ④ 自分のペースで自分らしい生活
- ⑤ のんびり、穏やかな毎日
- ⑥ あたりまえの生活の営み

(2) 介護方針

- ④ 一人一人の生活に合わせた介護の実践
- ⑤ 常に考え、想像し、やってみる
- ⑥ 介護技術の向上

(3) サービスの質の向上のために

職員の意識向上とケアの統一を図るために定期的な会議を開催するとともに、内部研修の実施と外部研修への参加を積極的にすすめます。

(4) 施設利用にあたっての留意事項

- ④ 面会
面会時間は特別にありません。活動している時間内であればいつでもお出掛けください。面会時は面会票への記入をお願いします。
- ⑤ 外出、外泊
いつでもできます。3日前までに届出をお願いします。
外出、外泊にあたっての援助の相談も受け付けます。
- ⑥ 飲酒、喫煙
生活習慣にあわせて体調への不安がない範囲でお飲みいただけます。ただし、喫煙は所定の場所をお願いします。
- ④ 設備、器具の利用
施設内で利用できる範囲で使用できます。
- ⑤ 金銭、貴重品の持ち込み
管理責任はとりかねます。利用者の管理できる範囲をお願いします。
- ⑥ 所持品の持ち込みは生活動作の妨げにならない範囲をお願いします。
- ⑦ 施設外での受診
通院についてはご家族等の状況に合わせて援助します。

- ⑧ 宗教活動
他の利用者の迷惑にならない範囲で自由です。
- ⑨ ペット
当施設では管理はできませんので、飼育はご遠慮ください。

6 非常災害対策

災害時の対応	内部規定に基づいて対応します。
防災設備	関係官庁の指導に基づく対応をしています。
防災訓練	夜間想定を含めて、年2回以上実施します。
防火責任者	佐藤 俊和

7 賠償責任

事業者は、契約に基づいてサービスを提供するにあたって、事業者もしくは職員の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その損害賠償責任を負います。

8 サービス内容に関する相談・苦情

当施設における相談・苦情

相談担当者	小島 則郎	電話 049-251-1030
第三者委員	山口 由美	(連絡先): 048-260-7696 (十文字学園女子大学)
	熊木 佐知男	(連絡先): 049-254-9760
	勝山 祥	(連絡先): 090-7190-2274

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

市町村

富士見市高齢者福祉課介護保険係 電話(049)-251-2711(代)

その他

埼玉県国民健康保険団体連合会 電話(048)-824-2761(代)

9 当法人の概要

- (1) 名称・法人種別 社会福祉法人富士見市社会福祉事業団
- (2) 代表者役職・氏名 理事長 柳田 政男
- (3) 所在地・電話番号 富士見市大字鶴馬3360番地1
(049-251-1030)
- (4) 定款に定めた事業 特別養護老人ホームの経営
短期入所生活介護事業の経営
デイサービス事業の経営
放課後児童健全育成事業の受託
生計困難者に対する相談支援事業
- (5) 公益を目的とする事業 訪問看護ステーションの事業
居宅介護支援の事業
地域包括支援センターの受託

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

平成 年 月 日

説明者 所属 社会福祉法人富士見市社会福祉事業団
特別養護老人ホームふじみ苑

氏名

印

私は、契約書及び本書面により、事業者からの介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

利用者 氏名

印

(代理人) 氏名

印